

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう ふきゅうけいはつ  
**障害者差別解消法の普及啓発について**

とみん じぎょうしゃむけ かいさい あん  
**1 都民・事業者向けシンポジウムの開催について（案）**

- (1) 対象者： 都民及び企業担当者
- (2) 時期： 障害者週間又はその前後にて開催
- (3) 会場： 都内の多目的イベントホールを予定
- (4) コンセプト： 障害者差別解消法の趣旨の普及を目的とし、「障害の社会モデル」の解説や、障害特性を踏まえたコミュニケーションスキルの学習を行うとともに、事業者による取組事例等を共有することで、不当な差別的取扱いを無くし、合理的配慮の提供を促すものとする。
- (5) 実施方法： 二部構成（各部1.5時間から2時間程度）
- 例 第一部 障害の社会モデルを学ぶ  
 第二部 共生社会の実現に向けた取組の推進（事例の共有）
- ・参加者は、200名程度を想定

とみんむ ふきゅうけいはつ じっし  
**2 都民向け普及啓発の実施**

- (1) 内容：  
 昨年度作成した法の概要を解説した動画（15秒×8種類）放映を行う。
- (2) 放映箇所（放映予定時期）
- ア 新宿駅西口 大型デジタルサイネージ（平成29年6月中旬から年度末まで）
- イ 東京メトロ・都営線におけるトレインチャンネル（障害者週間）

●なお、各団体様主催により法に係る研修等を開催する際には、ぜひ本動画を御活用いただきたく、事務局に御相談を頂ければと思います。